

第164回鳥取県都市計画審議会 議 事 録

(令和7年2月6日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（13名）

青木美保子、尾崎浩秀、渡世唱子、塚根智子、前田早苗、遠藤緑、門脇佳恵、
福山敬、山口創、加藤紗也香、川端彩華、吉田英人、山根政彦

2. 欠席者（3名）

小椋弘佳、黒田敏博、島谷龍司

3. 説明のため出席した者

生活環境部くらしの安心局 荒田局長、森山まちづくり課長、川原課長補佐

4. 傍聴者

なし

5. 事務局

まちづくり課 前田係長、谷口土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：令和7年2月6日（木） 午後2時から午後3時まで

場 所：とりぎん文化会館第3会議室（鳥取市尚徳町101-5）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案1 岩美都市計画道路（3・4・1号牧谷新井線）の変更について

議案2 淀江都市計画区域の変更について

（3）閉会

8. 会議議事

14:00 開会

(前田係長) ただいまから第164回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会いたします前田と申します。よろしく願いいたします。

本日御出席いただいております委員の皆様の出席者数でございますが、13名ということで、全委員16名の2分の1以上の出席となっておりますので、当審議会が成立していることをご報告いたします。

はじめに、本日までの間に委員の方に異動がございました。これから新任の委員の方、またこの度初めて御出席をいただきます委員の方のお名前をお呼びいたしますので、御起立の上、一言ごあいさつをお願いいたします。

まず、このたび御就任いただきました学識委員であります1号委員、川端彩華様でございます。

(川端委員) 弁護士の川端彩華と申します。この度前任の先生が御転居された関係で、鳥取県弁護士会から御指名いただき、就任させていただきました。審議会のお力になれますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(前田係長) 続きまして、既に御就任いただいております、この度初めて御出席いただきました、市町村議会議長であります4号委員、山根政彦様でございます。

(山根委員) 若桜町議会議長を務めております山根でございます。よろしく願いします。

(前田係長) ありがとうございます。それでは審議に先立ちまして、鳥取県生活環境部くらしの安心局の荒田がご挨拶申し上げます。

(荒田局長) 鳥取県生活環境部くらしの安心局長の荒田でございます。私も本日初めての出席ということですので、どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、そして足元の悪い中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の都市計画行政につきまして、御理解御協力をいただいておりますことに、あらためて感謝申し上げます。

この鳥取県都市計画審議会は、都市計画法に基づいて設置をされておまして、本県が定める都市計画について、調査、審議をしていただくことになっております。「都市計画」というもので規制や誘導、そして都市施設の整備を行い、よりよいまちづくりを進めていく、適正に地域の発展に繋げていく、そして「都市計画」は、地域の将来像を描くということでもあり、県民の生活に影響を及ぼす内容でもありますので、こうして各方面から皆様に委員として御参画をいただいているところです。それぞれのお立場からの有意義な御意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会では、岩美都市計画道路の変更、それから淀江都市計画区域の変更について議案とさせていただきます。岩美都市計画道路につきましては、都市計画決定を行った頃より自動車交通の状況が大きく変化しているということで、今回変更しようとするものです。また、淀江都市計画区域につきましては、行政区域の変更に伴って都市計画区域の変更が反映されていなかったことがございまして、今回議案

として諮らせていただくものです。この審議会です承いただきました上で手続きを進めて参りたいと考えておりますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

(前田係長) それでは会議資料の確認をさせていただきます。次第、委員会名簿、配席表、議案概要、資料1、資料2が本日の資料になります。資料の不足、印刷が不明瞭なものがございましたら事務局へ声掛けをお願いします。

それでは会議を進めさせていただきます。議長の福山会長、進行をお願いいたします。

(福山会長) 審議会会長を務めさせていただきます福山でございます。よろしくお願いいたします。

今回の審議会では、事前にお知らせがありましたように、第1号が岩美都市計画道路の変更、第2号が淀江都市計画区域の変更についてということで、順次議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。本日は、遠藤緑委員と尾崎浩秀委員をお願いしたいと思っております。それでは議案第1号について事務局から説明をお願いします。

(川原課長補佐) まちづくり課課長補佐の川原と申します。よろしくお願いいたします。お配りしてあります資料と同じものを前の画面に映し出しますので、見やすい方をご覧ください。それでは議案1の「岩美都市計画道路の変更」について説明させていただきます。

本議案は都市計画法第18条第1項に基づきまして、都市計画審議会の議を経るものです。

次のページをお願いします。当該路線名は「3・4・1 牧谷新井線」です。この「3・4・1」という数字にはそれぞれ意味があります。「3」は幹線街路、「4」は計画する道路幅員の規模で、代表幅員16m以上22m未満を示しています。「1」は都市計画道路の整理番号を示しています。位置は岩美郡岩美町牧谷から新井、延長は2,610m、代表幅員は16m、車線数は2車線ということで、概要にすべて「変更なし」と記載していますが、今回の変更は、一部の区間について幅員の変更をさせていただくものです。これまでの経緯を説明しますと、昭和33年に岩美海岸線として代表幅員8mとして都市計画決定をしています。その後、昭和39年に代表幅員を11mに変更しています。そして、昭和60年に路線の名称を今の「牧谷新井線」に改め、代表幅員を現在の16mとして都市計画変更した経緯があります。その後は部分的な都市計画変更を行っていますが、本日の議案に関する区間につきましては、昭和60年の都市計画変更が最終となっています。

次のページをお願いします。路線の概要について説明させていただきます。地図をご覧ください。本路線は北側の国道178号線と南側の国道9号を結ぶ道路となります。岩美町の中心部を縦断し、中間点には山陰近畿自動車道が横断しています。当路線は昭和60年に都市計画決定されていまして、以降、新たに地域高規格道路の山陰近畿自動車道が計画され、令和5年3月に供用開始した部分を含め、岩美ICから兵庫方面が東浜ICまで供用を開始したことに伴い、自動車交通量等が変化しているところです。路線全線のうち青く図示している区間については既に事業化されていますが、この区間の事業を進めるにあたって、自動車交通量の変化を考慮した計画に変更しながら進めてきている状況です。今回は赤く図示した区間、最後に残っている区間の計画を見直すということです。

次のページをお願いします。山陰近畿自動車道の整備状況になりますが、黒く図示している区間が現在供用中です。赤く図示している区間は現在事業中、整備中です。先ほどの説明で供用を開始した区間を「岩美道路」といいますが、令和5年3月10日に供用した3.8km区間となります。この区間が供用したことにより、福部ICから兵庫県新温泉町の居組ICまで繋がったという状況になります。

次のページをお願いします。事業の必要性について説明します。路線の重要性としましては、当該路線は岩美町の中心を縦断するということや、山陰近畿自動車道や国道9号に連結する主要な幹線道路となっていることです。そして、日本海側には山陰ジオパークに指定される浦富海岸などへのアクセス道路となっており、観光面からも自動車交通の安全対策というものが求められているところです。

次に、交通安全の観点として、当該路線の周辺には岩美北小学校、役場、岩美中学校、岩美高校もあり、通学路として利用されており、地域住民も、役場、スーパーなどに行くため、多くの方に利用されています。写真でもわかりますように、歩道は狭く、車道も一番狭い規格のものとなっており、接触事故等が懸念され、地域の方々からも早期の交通安全対策を求められているような状況となっています。

次のページをお願いします。変更の概要を説明します。変更理由の1点目ですが、岩美道路の全線供用開始に伴う当該事業区間の自動車交通量の変化、つまり自動車交通量が減ってきていることを踏まえ、計画道路幅員を見直すということ。もう1点が、計画道路幅員を見直したうえで、道路の線形を再検討し、最案なものに決定したいということです。総延長2,610mですが、そのうちの赤く図示する区間810mの変更となります。この青く図示する区間は既に事業着手しており、そのうち一部区間については完了しています。赤く図示している今回の区間について、現在の計画幅員16mを12.5mに計画を縮小します。その他の着手済み区間については、国道9号に近い560m区間が、今回変更する区間と同様に幅員12mで整備をしています。資料には「11m～34m」と記載していますが、橋梁部が11m、右折車線のある交差点部が34mとなっており、一般区間は12.5mで整備しているということです。駅付近の中央区間は、今回変更する前の幅員16mで整備しています。この区間は南北の両端区間と比べ、自動車交通量が多い区間であり、その自動車交通量に見合った道路幅員で計画し、整備されているところです。

次のページをお願いします。上の図の幅員16mが現在の変更前の計画です。中央の図の12.5mに計画を見直したいというものです。下の図が現況の道路幅員になります。車道については3.0mで変更はありません。路肩については、現在の計画は停車帯として1.5mを設けています。停車帯とは、例えば市街地など商店が多いところは、荷卸し等で道路脇に車を停車したりするため、交通の支障とならないよう、基準に基づき一定の幅員を設けていたものです。今回の区間は商店などがあまりない区間であり、停車帯は必要ないので、基準に基づき路肩0.75mを設けています。歩道についても変更しており、現在の計画は自転車と歩行者が歩道内を通行するよう「自転車歩行者道」として、幅員3.5mを確保していました。今回の計画では、歩行者は歩道の中を、自転車は車道を通行する「歩道」として幅員2.5mで計画しています。自動車交通量が非常に多い場合は自転車が車道を走ると危ないので、歩道の中を通行できるよう計画しますが、今回のように比較的自動車交通量が少ない場合は、基準に基づき歩行者は歩道を、自転車は車道を通行する計画としているところです。計画する道路幅員はこれまでの計画と比べ縮小したものの、現況と比べると拡幅されます。現在の車道は幅員2.75mしかなく、片側1車線の道路としては最小の幅員

となっています。また、現況の路肩も幅員 0.5m と狭く、歩道も広い区間で幅員 2.2m、狭い区間で幅員 1.7m 程度と非常に狭い道路構造となっています。

次のページをお願いします。この道路の幅員の決定に至った道路構造の基準を御説明させていただきます。本路線は赤枠で図示のとおり「自動車専用道路」ではなく「上記以外の道路」に該当します。当該地は、「都市部」ではなく「地方部」であり、「第 3 種」という区分の道路になります。また、計画交通量は 2200 台ですので、下表によると「4000 台未満」となり、「第 3 級」に該当します。よって、「第 3 種第 3 級」の道路区分となります。これを元に、次のページに示すように、第 3 種第 3 級は、車道幅員は 3m、路肩幅員は 0.75m となります。これは「鳥取県県道の構造の技術的基準に関する条例」に定められており、これに基づき設計しているものです。

次のページをお願いします。歩道の幅員の考え方につきましては、「鳥取県の歩道幅員の取扱い方針」にフロー図で示されており、当該地は市街地ではなく、また自動車交通量が 1 万台/12h 以上ではないということで、有効幅員 2.0m 以上の歩道を整備することになります。歩道幅員 2.5m で計画していますが、これは、例えば車道と歩道の間にある境界ブロックや横断防止柵、視線誘導標などを設置するスペースとして施設帯 50cm を歩道幅員 2.0m に加えたものとなっています。

次のページをお願いします。先ほど自動車交通量が減るということを御説明させていただきましたが、実際の交通量も調査しています。赤く図示する今回の区間は、円の左上に記載する数字が 65 となっており、岩美道路開通前の自動車交通量は 6500 台だったということです。岩美道路開通により円の左下に記載があるとおり自動車交通量は 3600 台になった、要は概ね半減しているという状況がわかります。また、国道 9 号に近い区間についても、岩美道路開通前の自動車交通量が 5200 台あったものが、開通後の自動車交通量は 3200 台となり、2000 台減となっています。半減とまではいきませんが、大幅に減っているということがわかります。道路幅員 16m で整備した中央の区間ですが、自動車交通量 9900 台が 7100 台まで減っていますが、先ほどの北側と南側の区間と比べると、あまり変化のないことがわかります。浦富 I C 交差点の自動車交通量は微増していますが、全体として岩美町の中心区間については、あまり自動車交通に変化がないということがわかります。そして、岩美町の中心部区間と両端部区間の自動車交通量には 3000 台近くの差があることもわかります。何故、岩美道路が開通したことで自動車交通が減るのかというと、これまでは東浜地区や新温泉町に行き来する車は国道 178 号線、或いは当該路線を通行する必要がありましたが、岩美道路の開通により、通過交通が排除されたことにより自動車交通量が減ったということです。

次のページが現況写真になります。上の写真をご覧ください。写真手前は整備済の箇所ですが、その先は歩道幅員が狭くなっているのがわかります。軽自動車が行っていますが、車道も狭いことがわかっていただけたと思います。下の写真をご覧ください。整備済みの箇所となっており、歩道幅員 3.5m、停車帯 1.5m を確保し、最も広い幅員の箇所となっています。今回の計画の 12.5m で整備したイメージが次の写真で、国道 9 号側の整備済み区間になります。

次のページをお願いします。道路線形の比較内容を説明させていただきます。牧谷交差点を境に北側と南側に分けて線形の検討を行いました。北側区間は割と住宅のない区間であるのに対し、南側区間は割と住宅が張り付いている区間となっています。北側区間では、東側を拡幅した場合と西側を拡幅した場合の 2 つのパターンについて比較しています。結果、支障となる物件が東側拡幅した場合はゼロに対し、西側拡幅した場合は、住宅とプールが 2 個、倉庫、車庫が 4 個となり、当然、西側拡幅が東側拡幅に比べ事業費も高くなります。結論として、住宅の支障移転など

の地域住民への影響が小さく、かつ経済的な東側拡幅案を採用しています。図の赤く塗りつぶしている部分が前回の計画から新たに必要となる用地となります。山地形なので一定勾配で切り取り斜面となることから面積が増えています。黄色く塗りつぶしている部分は、これまで都市計画道路の区域でありましたが、計画変更により除外される部分になります。

次のページをお願いします。南側区間は割と家が張り付いている区間になります。北側区間と同様に東側拡幅案と西側拡幅案、加えて、道路構造上の基準を守りながら支障となる住宅を極力減らした「住宅コントロール案」を検討しました。比較すると、住宅コントロール案が、支障となる住宅数も事業費も抑えられる結果となり、この案を採用しています。

次のページに、それぞれの案について支障となる物件を図にマークしております。住宅コントロール案で支障となる住宅4軒のうち1件は空家と聞いています。

次のページをお願いします。これまでに変更案について住民説明会を開催しています。令和4年11月に浦富地区自治連合会、令和5年2月に町浦富地区と牧谷地区に第1回目の説明会を開催し、令和5年6月に町浦富地区と牧谷地区に第2回目の説明会を開催しています。結果、本計画に対しまして強い反対意見はなかったと事業者より聞いています。説明会の中で出た御意見を少し御紹介させていただきます。「現在の計画幅員のほうが広いので、都市計画変更せず、そのまま幅員16mとしておけばよいのではないか。」というお話もありましたが、都市計施設の区域にしておくことで、建築制限などの不要な規制がかかってしまい適切ではないことから、計画と合わせて都市計画の変更を行いたい旨を御説明させていただいています。また、「歩道の幅員は元の3.5mの方が安全ではないか。」という声もありました。これについては、歩道幅員は広いに越したことはありませんが、自動車交通量に見合った構造、必要な歩道幅員にすること、また、幅員が縮小された分、用地買収や建物補償も効率的に進められる旨を御説明させていただいています。その他にも、当然拡幅幅が大きくなると、支障となる家屋等の物件も増え、地域の負担も大きくなりますので、地域の皆さんの意見を聴き、現在の計画に至っているところです。そして、「個別の用地交渉を行っていく中で、反対者がいれば収容することも考えているのか。」というお話もありました。これに対しまして、事業者からは基本的には収用ではなく、理解が得られるよう丁寧に対応していきたいと回答しています。その他、「どちら側に拡幅するのか。」「線形の説明をもう少し詳しく。」などのご質問に対しましては、道路線形の考え方など詳しく説明させていただいています。事業スケジュールにつきましては、「今後の用地測量や用地買収の流れを詳しく説明してほしい。」「道路に接続する民地出入口の調整はいつ頃行うのか。」「できるだけ早く進めてほしい。」というようなお話がありました。これらに対しましては、一般的な公共事業の流れを例にして、皆様に御説明させていただきます。

次のページをお願いします。関係機関協議の現状状況の説明ですが、市町村への意見聴取として令和6年12月27日に岩美町に協議をいたしまして、「異存なし」の回答を令和7年1月7日にいただいています。同様に道路管理者である鳥取県にも意見聴取し、「異存なし」の回答を令和6年12月11日に得ています。都市計画の案を令和6年12月10日から同年12月24日の間に縦覧をしましたが、閲覧者及び意見はなかったところです。

次のページをお願いします。今後のスケジュールを御説明します。本日、都市計画審議会にお諮りしまして、今後は必要な法手続きを経て、令和7年3月までの都市計画決定告示を行いたいと考えています。説明は以上になります。

(福山会長) それでは只今の説明に関しまして、質疑や御意見がありましたらお願いします。議事録の作成のため、御名前を名乗っていただいてから御質問くださいますようお願いいたします。

(尾崎委員) 14 ページの、例えば北側の交差点の角のところなど、黄色の着色で削除となっているところはこういった土地の活用になるのでしょうか。

(川原課長補佐) 当初は交差点の歩行者が滞留する部分として確保していたようですが、全体的に計画を見直す際に地域の皆様へ御説明させていただき、必要最小限の計画に見直しています。

(尾崎委員) まだ民地のままということでしょうか。

(川原課長補佐) そうです。

(尾崎委員) わかりました。

(福山会長) その他、いかがでしょうか。

(山口委員) 1点お伺いします。自動車専用道路ができて交通量推計や現地での交通量調査の結果を出されていますが、調査されているのが5月となっています。この地域は、季節性が非常に大きい地域かなと想像します。要は、浦富海岸のあたりは観光客も多いと思いますので。そのあたりは計画に考慮されていますでしょうか。

(川原課長補佐) 交通量調査は、ピーク時ではなく平常時として実施しています。言われますように海水浴のお客様などシーズンによっては交通量が多くなる時期もあります。ただ、現状としまして、国道178号や新たに開通した岩美道路へうまく交通の流れが分散されているようで、交通渋滞を引き起こしているような状況は見られていませんので、そのあたりはあまり心配がないのではないかと考えています。

(山口委員) ありがとうございます。

(吉田委員) 既にこの案で地域の皆さんに説明されているので、私どもがどうこう言うことではありませんが、これまでの区間では自転車歩行者道であったものが、この度の区間では歩道に縮小されています。区間毎に自転車の通行する場所が歩道内になったり路肩になったりしてしまうこととなります。地域の方から歩道の幅員に関する意見があったようですが、そのあたりはどう考えていますでしょうか。

(川原課長補佐) 道路計画を進める上で、道路構造の基準は大事なところになります。歩道の幅員は広いに越したことはありませんが、公共事業でありますので基準に基づき、自動車交通量に見合った構造とする必要があるところです。自転車は、車道を走るよりも歩道の中を走った方が安全といったところではありますが、歩道幅員を広くする分、沿道住民の用地買収や支障移転など

の御負担も大きくなりますので、そのあたりの兼ね合いも含め、この変更案に至ったというところでは。

(吉田委員) ありがとうございます。以前は 16m で住民説明されていたのですか。

(川原課長補佐) 以前は岩美道路が計画される前であり、自動車交通量も多い区間でしたので、構造基準に基づいた 3.5m の歩道幅員で計画しまして、地域の方にも御説明させていただいた上で都市計画決定したものです。ただ、一番南側の国道 9 号に近い区間は自動車交通量が少なくなっていることから、今回の区間と同様に基準に基づき、自動車交通量に見合った歩道幅員に縮小して事業を実施しています。

(吉田委員) 地元の皆さんと意見を交わして決定したということですね。

(川原課長補佐) そうです。

(福山会長) その他はいかがでしょうか。御意見等ございませんようでしたら、本議案につきましては可決ということになります。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(福山会長) それでは本議案につきましては可決といたします。それでは引き続き議案第 2 号につきまして説明をお願いします。

(川原課長補佐) 議案 2 の「淀江都市計画区域の変更」について説明させていただきます。本議案につきましては、都市計画法第 5 条の第 3 項に基づきまして、都市計画審議会の意見を聴くものです。

次のページをお願いします。現在米子市には 2 つの都市計画区域があります。1 つ目は旧淀江町を除く米子市、境港市、そして日吉津村の 2 市 1 村で構成する「米子境港都市計画区域」。そして、2 つ目は旧淀江町の行政区域全体を指定する「淀江都市計画区域」になります。過去、昭和 50 年代前半頃、米子市と淀江町の行政区域界周辺において圃場整備が実施され、整備後の区画に合わせて昭和 55 年に行政界の変更を行った経緯があります。本来であれば、行政区域を見直した際に、淀江都市計画区域は行政区域全体を区域としていますので、合わせて都市計画区域も見直すところですが、手続きがうまくなされていなかったということがわかり、この度、米子市より旧行政界に合わせた区域に変更を行うよう要請があったことから、本日、御審議いただくものです。

次のページをお願いします。図に緑線で囲っている部分が旧淀江町の行政区域になります。旧淀江町の行政区域＝淀江都市計画区域ということです。図に青線で囲っている部分が旧米子市の行政区域になります。米子境港都市計画区域と表記がありますが誤りで、正しくは旧米子市の行政区域になります。今回は図に赤丸で示す旧米子市と旧淀江町の境界の部分の変更になります。拡大した航空写真をご覧ください。以前は図に黄線で示すような区画で田圃があったと思われ、

この区画に合わせた行政界となっていました。圃場整備により区画が整備され、図に赤ラインで示すように新しい区画で行政区域の変更が行われたということです。概ね3ヘクタールずつ入れ替わり、それぞれ変更前と同等の面積を保っています。次のページは図を着色しています。左図が変更前、右図が変更後になります。黄着色部分が淀江都市計画区域、黄着色部分以外が旧米子市の行政区域になり、そのうち赤着色部分が米子境港都市計画区域、着色のない部分が米子市の都市計画区域外の区域ということになります。

次のページをお願いします。新たに都市計画区域に指定されたことで、一般的にどのような影響があるのか御説明させていただきます。都市計画区域では無秩序な開発を抑制し、計画的なまちづくりが行われるとか、都市生活者の利便性の向上や、良好な都市環境の確保のために必要な都市施設、例えば道路、公園、下水などの整備が可能となります。その他、各法令に基づき規制の対象となる規模も異なります。代表的なところでは、都市計画法第29条の「開発許可」があげられます。建築物の建築等の目的で、一定規模以上の土地の区画形質の変更を行う場合は、事前に知事等の許可が必要ですが、都市計画区域外は1万㎡以上なのに対し、都市計画区域内になることで3千㎡以上まで引き下がることとなります。もう1つ、代表的なところで言いますと、国土利用計画法第23条の「土地売買届出」があります。買主が一定規模以上の土地の売買取引を行った時は、契約後に取引に関する届出を行う必要がありますが、これにつきましても都市計画区域以外は1万㎡以上であるのに対し、都市計画区域内になりますと5千㎡以上に基準が引き下がります。その他、都市計画区域については都市計画税を課税する自治体もありますが、米子市につきましては課税していません。県内では鳥取市が課税しています。都市計画区域外から都市計画区域内に変更となることで、一般的にはこのような影響が考えられるところですが、今回の箇所は農用地区域に指定されており、基本的には農地として守る場所であり、開発が抑制される区域となっていることから、このような影響はあまりないものと考えられます。

次のページをお願いします。都市計画区域は、どこでも指定できるわけではなく、定められた基準を満たさなければ都市計画区域に指定ができません。この度の変更に伴い基準への適合のチェックを行っています。赤字で示します基準「当該町村の中心の市街地を形成している区域の人口が3千人以上であること」を満たしてしまして、下方に詳しく記載していますが、「人口密度が1ヘクタール当たり40人を超える市街地の連担している区域及びその区域に近接した集落を含めた区域内の人口が3千人以上であること」とされてしまして、淀江町佐陀北部を中心とした区域内人口が3436人ですので、基準を満たしていることを確認しています。

次のページをお願いします。関係機関との協議状況を御説明します。都市計画法第5条第3項に基づき、米子市と令和6年12月9日に協議し、意見ない旨の回答を得ています。また、国土交通省に対し、令和6年12月9日に事前協議を行い同意を得ています。今後は、本日審議会で御意見をいただきました後、正式な国土交通大臣への協議を行ったうえで、3月末までに区域の変更を行いたいと考えています。説明は以上になります。

(福山会長) それでは只今の説明に関しまして、質疑や御意見がありましたらお願いします。

(山口委員) 6ページについてお伺いします。農用地区域に指定されているということですが、都市計画区域に入ると宅地並み課税等、税率が上がるようなことがあると思うのですが、そのような影響はないということでしょうか。

(川原補佐) 米子市では都市計画税を課税していませんので影響はありません。また、今後も土地の利用は農地のままなので、特に現況と変わることはないと思います。農用地なので、一般的に宅地化は難しいと思いますが、仮に宅地化されたとすれば宅地として課税されることは考えられます。

(山口委員) わかりました。都市計画区域外となるところ、都市計画区域内となるところ、それぞれ異なった地権者でしょうか。

(川原補佐) そうです。

(山口委員) 今回の都市計画区域の変更で税金は変わらず、特に問題はないということですね。わかりました。

(福山会長) その他、いかがでしょうか。

(吉田委員) 通常であれば圃場整備されたあたりで都市計画区域も変更するべきだったということですが、この度、市から区域の変更するよう要請があった理由はなんだったのでしょうか。

(川原補佐) 米子市が都市計画図を定期的に更新する作業の中で、都市計画区域の変更手続きが行われていないことが発覚したことがきっかけとなっています。

(福山会長) 近年は、地理情報化して、どんどんシステム化されてますので、このような事が判明することもあるかと思います。その他、いかがでしょうか。それでは本議案についての意見は以上となりますが、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(福山会長) それでは本議案への意見は以上となります。

本日予定されていましたが2議案につきましては以上になりますので、事務局へ進行をお返しします。ありがとうございました。

(前田係長) 福山会長ありがとうございました。それでは今後の予定について御説明申し上げます。本日御審議いただきました議案につきましては、原案通り可決いただきましたので、今後の事務手続きとしましては、速やかに都市計画決定告示を行います。それでは以上をもちまして第164回鳥取県都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。